

事業計画書

(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から 12 年目を迎える。これまでの延べ患者数は 30 万人を超え、阪神北圏域における休日夜間の小児初期救急医療施設として、なくてはならない施設となっている。

全国的な少子化の進展等により、センターの受診者数は年々減少傾向にある。しかし、インフルエンザなど感染症の流行時にはセンター受診者数も急増し、繁忙期と閑散期の 1 日当たり受診者数の差は 5 倍近くにまで広がっている。そのような状況下、年間を通して安定した診療体制を維持することは非常に難しいが、10 周年記念誌の中で計画したとおり、365 日休みなく対応することを最優先課題として今後の運営を担っていく。また近年、地震や台風といった自然災害が多発するなど想定外の事態が次々起こる中、医療機関としての危機管理をより一層徹底していく。

次年度は平成最後の年となる。5 月 1 日が即位の日の祝日になることに伴い、ゴールデンウィークが土曜日を含んで 10 連休、また年末年始も暦の関係上、土曜日を含んで 9 連休となるなど、例年より長い長期の休みが続くこととなる。センターにとっては医師をはじめスタッフの確保が課題となるが、関係機関の協力を得ながら対応する。

平成 31 年度も引き続き、小児救急医療を通して地域の安心安全に貢献すべく、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

これまでのセンター運営により培ったノウハウを活かし、充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。また、一次救急医療施設として適切な診療を行うため、電子カルテ等医療機器の管理やスタッフの教育に取り組んでいく。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター

(伊丹市昆陽池 2 丁目 10 番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00
 土曜 15:00～翌朝7:00
 日祝 9:00～翌朝7:00
 年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間23,468人

(4) 職員数

<医師>

正規職員・・・2名

期間契約職員・・・45名

3市医師会・・・50名

<看護師>

正規職員・・・4名

期間契約職員・・・26名

<薬剤師>

期間契約職員・・・20名

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・11名

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを充実するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを活用し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要性があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めることにより、透明性の高い経営を行う。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

事務局職員数

- 正規職員・・・3名
- 期間契約職員・・・2名